

## 「第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」(案)の見直しについて

○事務局案からの修正点

### 第2章 基本理念と取組方針

#### 2 計画の基本目標

(5) 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援 <p3>

➤ 第2回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会等を踏まえて修正

旧：子どもの健やかな成長を保障するため、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安解消に向けた支援を含む切れ目のない支援を行います。

新：子どもの健やかな成長を保障するため、「子育て世代包括支援センター」をはじめ、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安の解消を図るとともに、小児医療体制や急な病気等に対応できる電話相談体制の確保により、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を行います。

#### 3 計画を推進する上での重点課題

(2) 保育士等の人材確保と質の向上<p4>

➤ 第2回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会を踏まえて修正

旧：少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と質の向上を積極的に推進する必要があります。

新：少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と質の向上を積極的に推進する必要があります。

また、児童養護施設においては、ケアニーズの高い子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整えるため、施設における人材育成の機会を確保し、質の向上を図る必要があります。

## 第4章 具体的な取組み

### 第2節 教育・保育の提供体制の確保

#### 2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期<p8>

➤現状と実施内容を追記

**旧**：各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、令和2年度末までに待機児童を解消すべく国が定めた「子育て安心プラン」を踏まえ、計画的な施設整備に取り組みます。

**新**：待機児童が発生している市町村の多くで、保育施設が不足している状況です。

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、令和2年度末までに待機児童を解消すべく国が定めた「子育て安心プラン」を踏まえ、計画的な施設整備に取り組みます。

県においては、国とともに、保育ニーズに併せた受け皿の確保を図るための施設整備を促進するなど、市町村への支援を行います。

### 第3節 地域子ども・子育て支援事業等の推進<p22>

➤県及び市町村が連携した在宅の子育て家庭への支援を新たに記載

**新**：4 県及び市町村が連携した在宅の子育て家庭への支援

国の「幼児教育・保育の無償化」の対象とならない在宅の子育て家庭の負担を軽減するため、県及び市町村が連携した支援を実施します。様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。

### 第6節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

#### 1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策<p27>

➤現状と実施内容を追記

**新**：多くの市町村で保育士が不足している状況であり、保育の人材確保及び質の向上を図るための取組みや市町村への支援を行います。

## 第7節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### (1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制強化<p29>

➤第2回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会を踏まえて修正

**旧**：一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、適切な処遇を行うことができる環境整備等機能及び体制の充実を図ります。

**新**：一時保護所については、子どもの教育・生活環境の継続に向けた、身近な一時保護委託先の確保も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、適切な処遇を行うことができる環境整備等機能及び体制の充実を図るとともに、一時保護中の生活における権利擁護の強化を進めます。

#### (4) 家族支援及び地域支援の充実<p31>

➤「徳島こども未来応援プラン」の記述と統一

**旧**：児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

母子生活支援施設については、福祉事務所、こども女性相談センター等関係機関と連携して積極的な活用が行えるよう、支援機能の充実や広域利用の推進を図ります。

**新**：児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。

### 3 ひとり親家庭の自立支援の充実<p32>

➤「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」の記述と統一による追加

**新**：(4) 地域で見守る環境づくりの推進

ユニバーサルカフェなど既存の地域資源を活用し、「子どもの居場所」づくりを推進する市町村を支援します。

(5) 子育て・生活支援の充実<p32>

➢「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」の記述と統一

旧：ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。

新：在宅で育児をしているひとり親家庭の負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスを利用できる在宅育児クーポンを交付するとともに、ひとり親が安心して就業及び就業に向けた職業訓練の実施が可能となるよう、市町村における保育所等の利用機会の確保を図ります。

(6) 医療的ケア児に対する支援の充実<p34>

(7) 特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実<p34>

➢医療的ケア児に対する支援と特別な支援を必要とする子どもに分けて記載

旧：(6) 特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

また、県では、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。

障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、当該子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、市町村における取組みを支援します。

新：(6) 医療的ケア児に対する支援の充実

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。

また、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備への支援を行います。

(7) 特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

また、障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、当該子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、市町村における取組みを支援します。

第8節 仕事と子育てが両立できる職場づくり

1 働き方改革の推進

(6) 男性の育児・家事への参画促進とイクボスの養成<p35>

➤「第2期徳島はぐくみプラン」の記述と統一

**旧**：男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰するほか、男性の育児・家事への参画意欲を高めるセミナーやワークショップを実施します。また、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めるため、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザーの派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。

**新**：男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰するほか、男性の育児・家事への参画意欲を高めるセミナーやワークショップを実施します。子どもの成長・発達や、それに応じた子どもへの接し方など、父親が子どもの現状を理解しながら具体的に行動しやすくなるよう工夫します。また、男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザーの派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。

## 第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

### 第1節 広域調整

#### 2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整<p37>

➤法律の改正に伴い協議から届出に変更となったため削除

旧：市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第31条第3項及び第32条第3項の規定により、あらかじめ、県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に対し通知します。

### 第2節 教育・保育情報の公表

#### 1 教育・保育情報の公表の実施方法等<p38>

➤根拠を分かりやすく記載。

旧：教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。

新：法第58条第1項及び第2項に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。